

介護関係事業者等の車両における駐車許可申請に係る留意事項について

平成18年6月の新駐車法制施行に伴い、平成19年9月1日に、神奈川県警察本部において、道路交通法施行細則の一部改正が行われ、同日付で施行されています。これを受け、介護関係事業者の車両が路上駐車する場合は全ての車両について、個々に駐車許可の手続きが必要となりました。

つきましては、神奈川県警察本部駐車対策課と問題点等を協議し、次のとおり、当面の駐車許可申請をする際の留意事項を取りまとめましたので、駐車許可申請時にご留意願います。

- 1 介護関係事業者等の車両については、すべて駐車許可の対象となります。
駐車許可をサービスの種別などで画一的に判断するのではなく、駐車せざるを得ない特別な事情を考慮し、日時・場所、駐車に係る用務等で判断することとなり、全ての介護保険サービスについて、事業者が所有する車両は、目的地ごとに所轄の警察署に駐車許可申請を行い、警察署長の判断により許可を受けことになります。
なお、複数警察署に係る駐車許可は一括して申請することができます。
- 2 駐車場所を確認してください。
道路交通法では、パトカーなどの緊急車両であっても、交差点や歩道などの法定禁止場所では、駐車違反が適用されますので、駐車許可車両も同様、指定された場所に駐車するようにしてください。
- 3 緊急時には口頭で許可申請ができます。（神奈川県独自）
許可を受けようとする期間が2日を超えないもので、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認められるものについては、口頭で申請を行うことができ、通常の許可手続きに換えることができます。
訪問先を所管する警察署若しくは交番・駐在所に電話で口頭申請し、交付番号を受けてください。駐車する際に、メモ程度で構いませんので、この「交付番号」、「許可警察署名」及び「連絡先（勤務先でも可）」を記載した書面を車両前面の見やすい場所に掲示してください。

駐車許可申請手続き、緊急時の対応の仕方については、神奈川県警察本部駐車対策課 駐車対策係（電話045(211)1212内線5274）に、ご相談ください。

参考までに、警察署で配布している「介護関係事業者等の駐車許可申請（配布用）」を添付します。